

地域生活支援拠点コーディネーター事業における 拠点コーディネーターの役割と配置

令和3年度報酬改定において、地域生活支援加算の改定が行われ、計画相談事業所にてコーディネートすることとされたが、区による指定手続事務や各事業所における人的不足や地域資源の不足、また今ある地域資源を円滑に運用できていないという課題が生じている。こうしたことから、地域生活支援拠点の着実な実施に向け、拠点コーディネーターの役割とその配置のあり方について、以下のとおり整理した。

1 拠点事業所の指定（予定）

地域生活支援拠点を運用するため拠点事業所を2か所指定し、併せてコーディネーターを配置する。

障害区分	想定事業所	備考
身体障害・知的障害	n i i m a	多機能拠点整備型として誘致
精神障害	未 定	精神障害に精通した事業所を指定

2 拠点コーディネーターの配置人数

1 拠点に2名を配置（計4名） ※専従職員を配置

3 拠点コーディネーターの役割

相談機能

- ・24時間365日の受付体制で緊急事案を抱えた事業所からの相談を受ける。
- ・夜間対応については、携帯対応又はGHタイアップ対応など検討。
- ・親の高齢化による介護力の低下など、緊急時の支援が見込めない世帯を計画相談事業所と共有し、事前登録する。

併せて、緊急時の支援に必要な情報を事前に収集するため、各事業者に対し、利用者の事前登録を啓発する。

緊急時の受け入れ対応

- ・計画相談事業所に対応が困難なケースで、短期入所や居宅介護等の緊急対応が必要な場合、拠点コーディネーターが対応する。
- ・緊急時に備え、各種事業所間で情報共有をするためのネットワーク体制を整備する。（短期入所・GH・居宅支援・住宅支援・民間支援など）
- ・緊急対応後の居住支援（出口支援）の調整会議を開催し、将来を見据えて関係機関とサービス調整を行う。

体験の機会・場の提供

- ・地域移行（入院中から退院に向けた支援）や、親元からの自立を目的にグループホーム等の障害福祉サービス利用や一人暮らしの体験に向けた機会・場の情報提供などを行う。
- ・グループホーム等の基本情報、空き情報及び待機者情報等を把握する。
- ・精神障害の拠点コーディネーターは、地域活動支援センターなどの居場所の提供、見学体験など、引きこもり予防の視点を含め、各種就労支援サービスに繋げる。

専門人材の確保・養成

地域体制づくり

- ・基幹相談支援センターが主催する支援困難事例等に関する事例検討会や計画相談事業所が主催するケア会議に出席するとともに、必要に応じて情報提供を行う。
- ・基幹相談支援センター、相談支援事業所、拠点コーディネーターの三者は、平時から連携し、登録者の緊急時に備える。

4. 各関係機関の役割

【基幹相談支援センターの役割】

- ・計画相談事業所をはじめとする各障害福祉サービス事業所の情報を収集する。
- ・事例検討会を開催し、処遇困難の解消を図る。（相談力の向上）
- ・地域支援協議会相談支援部会に、拠点コーディネーターの活動報告を行う。

【関係機関の役割】

- (1) 短期入所事業所
 - ・拠点コーディネーターと受入調整を行ったうえで、緊急時に当事者を受け入れる。
- (2) グループホーム
 - ・拠点コーディネーターに施設の基本情報、待機者及び空き状況を情報提供する。
 - ・GHの体験入所に応じる。
- (3) 計画相談支援事業所
 - ・本人やご家族等から緊急性が高い相談を受けた場合、事業所で事前登録し対応すると共に、拠点コーディネーターに情報提供する。
 - ・短期入所施設へ緊急に受入れた場合には、拠点コーディネーターへ本人の最新情報を提供する。
 - ・基幹相談支援センターが主催する事例検討会に、処遇困難な事例を提供する。
 - ・必要に応じ、拠点コーディネーターからの要請により出口支援のケア会議に出席する。
- (4) その他の障害福祉サービス事業所
 - ・事業所での対応が難しい場合、または、近い将来に緊急対応を要する事態が予測される場合には、担当の相談支援専門員へ連絡する。相談支援専門員がいない場合には拠点コーディネーターにつなぐ。
 - ・必要に応じ、拠点コーディネーターが開催する出口支援のケア会議に出席する。

5. その他

(1) 緊急度（登録）の考え方

- ・緊急対応（事前登録）：当事者または保護者の危機感、関係者の危機感
- ・緊急予備軍（情報提供）
- ・通常の障害福祉サービス

(2) 登録対象者の把握方法

対象者	把握方法
計画相談支援事業所利用者	計画相談支援事業所が把握
セルフプランによるサービス利用者	区が把握している情報を共有
サービス未利用者（手帳のみ所持）	区が日常生活用具などの申請により把握し、情報を共有
区ワーカーにより対象と判断した障害者	区が認定調査時にアセスメントにより把握し、情報を共有

